

診療報酬改定にあたっての要望事項について

平成22年度診療報酬改定に当たり、遺伝子検査の点数引き上げ及びシーケンス検査の保険適用について、下記の内容で、要望いたしました。

- ・平成21年12月15日 厚生労働大臣
- ・平成22年1月13日 民主党代表、幹事長、企業団体委員長

社団法人日本筋ジストロフィー協会
理事長 福澤 利夫

診療報酬改定にあたっての要望事項（要約）

記

1. 遺伝子検査の点数引き上げに関する要望

平成20年4月実施による改定診療報酬点数表によりますと、遺伝子診断（遺伝病的検査、D006-4）の保険点数は2,000点となっております。しかし、筋ジストロフィーの代表的な病型であるデュシェンヌ型、ベッカー型並びに福山型の3つのいずれにおいても検査価格は2万円を上回っております。

このため、遺伝子検査の検査点数を実情に即したものとなるように引き上げを要望いたします。

2. シーケンス検査の保険適用に関する要望

筋ジストロフィー患者は、保険が適用される遺伝子検査（MLPA法など）で複数の遺伝子の欠失、重複が確認されない場合、筋生検でジストロフィンの欠損を調べ、さらにシーケンス検査を受けないと、筋ジストロフィーの遺伝子変異を確定することができません。この検査は高額で、現在、国立精神・神経センターなどで研究の一環としてのみ行われていますが、現行では保険の適用対象外となっておりません。

つきましては、確定診断のためには必須の検査でありますので、このシーケンス検査を保険適用の対象としていただきますよう要望いたします。

以上